

レンタサイクル利用案内

■ 施設利用時間等（貸出・返却受付時間）・・・天候等により貸出を中止する場合があります。

- 午前7時～午後11時（有人ポート） ● 午前7時～午後10時（無人ポート）

※ 施設利用時間を過ぎた場合は翌日の返却になりますのでご注意ください。

（有人ポート）①JR高松駅前広場地下、②ことでん瓦町駅地下、③ことでん栗林公園駅前の各レンタサイクルポート
（無人ポート）④高松市役所、⑤JR栗林駅前、⑥ことでん片原町駅前、⑦丸亀町の各レンタサイクルポート

- 各レンタサイクルポートの利用時間内、利用期間内であれば7ポートで何度でも入出場可能です。
- レンタサイクル車両を女木島や男木島などへ持ち出すことや高松市以外でのご利用は、ご遠慮ください。

■ 利用料金

利用種別	利用期間	利用料	
		一般	学生
一時利用	0～6時間	100円	
	6～24時間	200円	
定期利用	1か月	2,000円	1,800円
	3か月	5,500円	5,000円

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 ~



<一時利用>・・・利用期間 24時間以内

- 6時間以内に返却の場合は、貸出時の100円をご利用いただけます。
- 6時間を超えて利用（24時間以内）の場合は、レンタサイクルポートへの入場時（返却時）に100円が必要となり、継続利用を選択された場合、最初の貸出から24時間以内のご利用をいただけます。
- 24時間を超えて返却される場合は、6時間を超え24時間までの100円と24時間を超え、24時間までごとに200円の追加料金が必要です。この支払いをもって、この一時利用が終了しますのでご注意ください。
- 24時間を超えて返却し、新たに利用する場合は、新規貸出となり100円が必要となりますのでご注意ください。

<定期利用>・・・利用期間 1か月と3か月

- 定期契約期間中は、施設利用時間内7つのレンタサイクルポートで自由に入出場できます。

■ 利用対象者

- レンタサイクルの利用上の注意をご理解いただき、高松市条例等の規則をお守りいただける中学生以上で、自転車を安全に運転できる人。

■ 利用証の交付・・・レンタサイクルご利用には、利用証が必要です。

- 申請時に、住所・氏名・生年月日等が確認できるもの（免許証等）が必要です。
外国人の方は「パスポート」、「在留カード」等でも結構です。
※ イルカカードも利用証として登録することができます。

ご利用方法により一時利用・定期利用をお選びください。

※24時間を超えて利用することが多い方、月に10日以上ご利用の方は、定期利用がお得です。

<一時利用証申請場所>・・・①JR高松駅前広場地下、②ことでん瓦町駅地下、③ことでん栗林公園駅前の各有人レンタサイクルポート及び、ことでん片原町駅の改札窓口、中央駐車場（中央公園地下）北事務所内のレンタサイクル管理センター

※無人ポートは、係員が常駐していません。近くの有人ポートあるいはことでん片原町駅改札窓口及びレンタサイクル管理センターで申請・利用証交付手続きをお願いします。

<定期利用証申請場所>・・・①JR高松駅前広場地下、②ことでん瓦町駅地下、③ことでん栗林公園駅前の各有人レンタサイクルポート

※無人ポート及びことでん片原町駅改札窓口、レンタサイクル管理センターでは定期利用証の交付ができません、必ず有人ポートで申請・手続きをお願いします。

※ 定期更新機による更新受付は期限の前後1週間以内です。この期間後の更新は、有人ポートの係員が受付ます。

■ 貸出自転車について

- 自転車のサイズは24インチ又は26インチです。自転車の後部荷台及び幼児用座席等はありません。
※ 幼児二人同乗用自転車については、レンタサイクル管理センター又は有人ポートでご確認ください。
- 在庫車両がなくお待ちいただく場合があります。利用予約は受け付けていません。

■ 注意事項

- 利用する前に、各自で安全点検（ハンドル・ブレーキ・空気圧・ライト点灯等）し、不備等がありましたらポート係員あるいはレンタサイクル管理センターにお知らせください。
- 走行中に異常を感じた場合は、ただちに乗車を中止し、その旨をレンタサイクル管理センターまでご連絡いただき、指示を受けてください。不適切な利用による修理等経費は利用者負担とさせていただきます。
- 利用中に発生した事故等について高松市は、一切の責任を負いません。
- レンタサイクルをポート内に返却・駐輪する場合は、施錠しないでください。
- 利用中の安全対策及び盗難防止は、利用者各自で行ってください。
※ポート以外の場所で自転車を離れる場合は、短時間でも必ず施錠してください。
※ 自転車に施錠しないで盗難にあった場合は、次回の貸出をお断りすることがあります。
※ 盗難にあった時は、ただちにレンタサイクル管理センターに連絡し指示を受け、併せて警察への届出を利用者各自で行ってください。
※ ご利用中は、必ず鍵番号と車両番号を確認し、間違えて他のレンタサイクルに乗車しないでください。間違われた場合の対応は、利用者でお願いする場合があります。
※ 高松市内には放置自転車等禁止区域が設けられています。路上等への放置によりレンタサイクルを撤去された場合は、利用者の責任において自転車保管所へ行き、移送・保管手数料（1,500円）を支払い、レンタサイクル車両の返還を受けた上で、ポートに返却してください。

■ 次に掲げる行為をしないでください

- レンタサイクルポートの施設若しくは設備又はレンタサイクルを損傷し、又は滅失する行為。
- レンタサイクル及びその利用の権利を譲渡し、又は転貸する行為。
- レンタサイクルを放置する行為。
- 発火、引火若しくは爆発のおそれのある物品又は悪臭を発する物品をレンタサイクルポートに持ち込む行為。
- 上記に掲げる行為のほか、レンタサイクルポートの管理に支障を及ぼす行為。

■ 次に該当する場合は、利用承認の取消し又は利用の停止となりますのでご注意ください

- 高松市レンタサイクル条例若しくは条例に基づく規則又は利用の承諾の条件に違反した場合。
- 偽りその他不正な手段により利用の承認を受けた場合。

■ レンタサイクルを安全に利用するために

- 自転車は車道通行が原則、歩道通行は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 安全ルールを守る
 - ① 夜間ライト点灯
 - ② 交差点での信号遵守
 - ③ 飲酒運転・二人乗り・並走・傘さし運転禁止
 - ④ ヘッドホン・携帯電話の使用禁止